

# 広報 いわくら

ふ れ あ い ハ ー モ ニ ー



3.15  
2006.No.840

## 特集 岩倉桜まつり



### 【2006岩倉の風景・人生を健やかに過ごすために～ヘルスアップ教室～】

岩倉市では、平成16年3月に健康づくり計画「健康いわくら21」を策定し、現在、この計画に基づき、健康診査や健康に関する講座、相談などさまざまな事業に取り組んでいます。その取り組みの一つとして保健センターで2月22日、生活習慣病予防教室「ヘ

ルスアップ教室」が開かれ、市民の皆さん16人が参加しました。

この日は、生活習慣を予防するための食事についての講義と健康づくりのための運動を実施。参加者は、音楽に合わせて体を動かし、楽しく健康づくりに励みました。



▲ヤマザクラ

## 特集 岩倉桜まつり

3

### 市政の窓 8

プラスチック製容器包装資源収集袋の  
特大サイズ(45リットル)を発売します ...8  
古紙と古着の日にご協力ください ...8  
図書館子ども劇場 ...8  
介護保険制度の改正に伴い、要介護  
状態区分が変わります ...9  
よくある介護保険についてのQ&A ...9  
防犯対策助成金交付制度をご利用ください ...9  
育児広場「にこにこフロアー」...10  
春休みNゲージ鉄道模型運転会 ...10  
ロビーコンサート ...10  
織田伊勢守信安公・山内一豊公追悼会 ...10  
平成18年4月から障害者自立支援法が施行  
されます ~自立支援医療編~ ...11  
行政改革集中改革プランを策定しました ...12

### だれもが住み良いまちづくり ユニバーサルデザイン 20

これからのユニバーサルデザイン

### フォトニュース 21

第29回市民芸術劇場~中村紘子ピ  
アノ・リサイタル~・1/2成人式・旧  
和泉村から



### 4月の保健センター案内 18

### いわくらの自然 裏表紙 ネコヤナギ

### 暮らしのガイド 14

手続き .....14  
国民健康保険の異動の届け出をお忘れなく  
就学援助制度  
固定資産税の縦覧・閲覧  
4月1日から市税の前納報奨金交付率が0.15/100に改正  
講座・教室 .....16  
トレーニング指導・講習会  
春季テニス教室・春季ジュニアテニス教室

健康 .....16  
3月24日は世界結核デー  
相談・その他 .....16  
浄化槽法が一部改正  
ボランティア相談室臨時開設  
第14回市民登山教室参加者を募集します  
指名競争入札結果  
市民相談

岩倉市は

・交通安全都市宣言  
・環境保全都市宣言  
・核兵器廃絶平和都市宣言  
・安全・安心なまち宣言

のまちです

### 小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。  
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、  
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)

育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)

高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)

守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)

つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

4月1日(土)～10日(月)

# 山倉桜まつり 石倉桜まつり

## 桜まつりセレモニー

- と き 4月1日(土)午前10時30分まで。
- ところ お祭り広場
- 問合先 商工農政課商工観光係( 38—5812 )

## ライトアップ

## 夜桜のライトアップ

日本のさくら名所百選に選ばれた五条川の桜を夜も楽しんでいただくため、桜まつりの期間中、夜桜のライトアップを行います。

- と き 4月1日(土)～10日(月)午後6時～9時  
ただし、桜の開花状況により、ライトアップの日程を変更する場合があります。
- ところ 昭和橋(東町)から彦太橋(下本町)の区間



## 山内一豊公甲冑武者隊

NHK大河ドラマ「功名が辻」の放映に伴い山内一豊公に扮した甲冑武者隊が会場内を練り歩きます。

●とき 4月1日(土)・2日(日)午前11時、午後1時(天候等により中止になることがあります)

●ところ お祭り広場出発

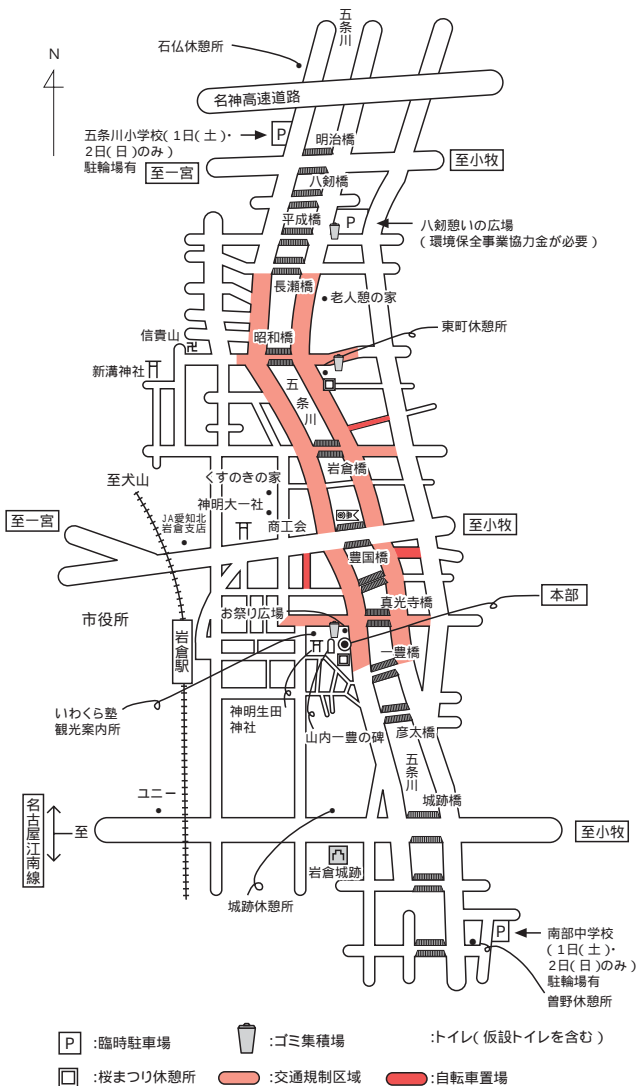
### チャレンジ

## 武者隊参加者募集

当日武者隊と一緒に幟等を持っていただくボランティアを募集します。

- 定員 両日とも3人(先着順)
- 申込期限 3月24日(金)(土・日曜日、祝日を除く)までに申し込みください。
- その他 小学生以下はご遠慮ください。
- 申込・問合先 岩倉桜まつり実行委員会(岩倉市商工会館内 中本町西出口3-1-1 ☎66-3400)まで。

## 岩倉桜まつり会場案内図



## いわくら塾が「案内所の開設」「観光ボランティアガイド」を行います!

いわくら塾は、積極的に岩倉市のPRを図るために、岩倉桜まつりに協賛して、開催中に案内所を開設し、観光ボランティアガイドによる案内を行います。

### 案内所の開設

- とき 4月1日(土)～10日(月)午前10時～午後3時
- 案内所 樋口結納店前(下本町下市場20)  
桜の開花状況により、期間を変更することがあります。

### 観光ボランティアガイド

- とき 案内所開設中の午前11時から午後2時からの2回  
ただし、1日(土)・2日(日)は、混雑が予想されるためガイドを行いません。
- 内容 観光ボランティアガイドによる名所案内(定員は各回とも20人)
- ガイドコース 山内一豊誕生地→岩倉城跡→五條川と桜→のんびり洗い→くすのきの家(1時間程度)
- 参加費 無料
- 申込方法 案内所で直接受け付けます。
- 主催 いわくら塾
- 問合先 福富(☎37-2532)または、丹羽(☎66-3335)まで。



# のんぼり

## のんぼり洗い実演

岩倉市には400年の伝統を誇る織屋があります。五条川で行われるこいのぼりの糊落<sup>のり</sup>としては、「のんぼり洗い」と呼ばれ、春の訪れを告げる季節の風物詩として有名です。伝統的な手法を今に伝える「のんぼり洗い」の実演を行います。

- と き 4月1日(土)・2日(日)  
午前10時30分、午後0時30分、午後2時30分  
(天候等により中止になることがあります)
- ところ 豊国橋北



## のんぼり洗い体験 チャレンジ

- 定 員 両日とも8人(先着順)
- 申込期限 3月24日(金)(土・日曜日、祝日を除く)までに申し込みください。
- その他 小学生以下はご遠慮ください。
- 申込・問合先 岩倉桜まつり実行委員会(岩倉市商工会館内 中本町西出口31-1 ☎66-3400)まで。

## 苗木の無料配布

緑豊かなまちづくりを進めるため苗木を無料で配布します。

- と き 4月1日(土)セレモニー終了後
- ところ お祭り広場
- 樹種・本数 ヤブツバキ 300本  
先着順にお渡しし、なくなりしだい打ち切らせていただきます。
- 問合先 都市計画課(☎38-5814)まで。

## さ じき 棧敷設置をご遠慮ください

岩倉市では、一昨年から河川管理者である愛知県や警備をお願いしている警察から、河川管理や安全性の面での指導、周辺住民へのご迷惑や五条川の景観を害するなどの理由により、五条川堤防への棧敷を設置しておりません。また、市民の皆さんが設置されていた棧敷についても同様にご協力いただきました。

今年も引き続き、棧敷の設置はご遠慮くださいますようお願いします。

- 問合先 商工農政課商工観光係(☎38-5812)まで。

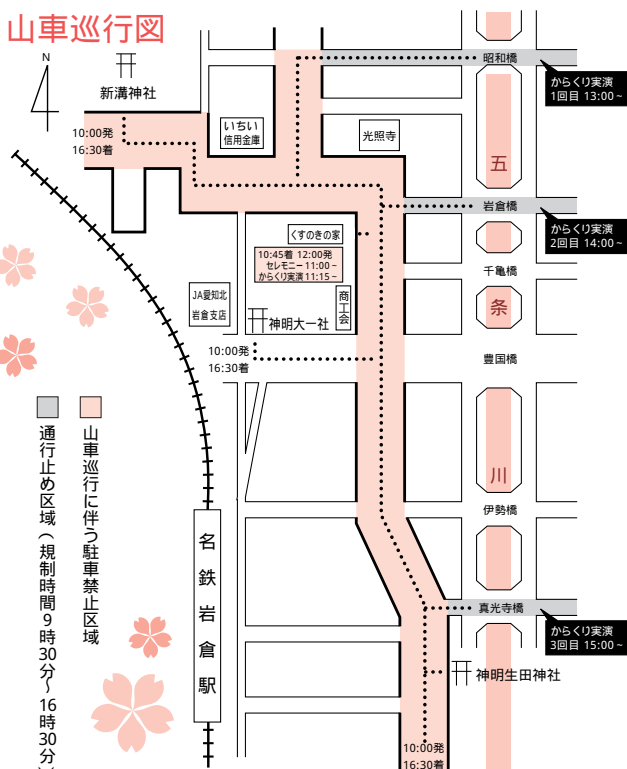
# 山車

## 岩倉街道山車巡行

- **と き** 4月1日(土)雨天の場合は、4月2日(日)午前10時～
- **セレモニー** 中本町「くすのきの家」駐車場 午前11時～
- **からくり実演** 午前11時15分～

大上市場、中本町、下本町の3地区が保有する市指定文化財である山車巡行を行います。中本町「くすのきの家」駐車場に3台の山車が集合し、笛・鼓・太鼓によるおはやしに合わせた「からくり人形」の実演を行います。

### 山車巡行図



## 五条川河畔からくり実演

山車をより多くの皆さんに観覧していただけるよう、山車曳きを五条川河畔まで行い「からくり人形」の実演もあわせて行います。

### ●とき・ところ

- 1回目 大上市場(昭和橋)  
午後1時～1時15分
- 2回目 中本町(岩倉橋)  
午後2時～2時15分
- 3回目 下本町(真光寺橋)  
午後3時～3時15分

なお、上記の時間以外においても随時からくり実演を行います。



## 山車展示

- **と き** 4月2日(日)午前10時～午後5時  
山車巡行が2日(日)になった場合は、1日(土)に展示を行います。
- **ところ** 大上市場山車格納庫(新溝神社内)、中本町山車格納庫(神明大一社内)、下本町山車格納庫(神明生田神社内)
- **問合せ先** 生涯学習課生涯学習係(☎38—5819)まで。

## 老人憩の家 桜まつり交流会

世代間の交流をはかるため、老人憩の家(東町)を市民の皆さんに開放します。皆さん気軽にお立ち寄りください。

- **と き** 4月2日(日)午前10時～午後4時
- **ところ** 老人憩の家
- **問合せ先** 老人憩の家(☎37—3834)まで。

## 献血にご協力ください

ほんのちょっとした時間と勇気を献血に使ってみませんか。

あなたの血液で、1人でも多くの大切な命が救えます。皆さんの協力をお願いします。

- **とき・ところ** 4月8日(土)八剱憩いの広場西の五条川河畔
- **受付時間** 午前10時～正午、午後1時～4時
- **後援** 岩倉ライオンズクラブ
- **問合せ先** 岩倉市献血推進協議会(社会福祉協議会内☎37—3135)まで。

# 食べる

## ❁ 物産市・飲食コーナー

### お祭り広場

株式会社昇竜、岐阜県美濃市と下呂市金山町、馬瀬の物産市を行います。さらに、稲沢市の植木、名古屋コーチン、商工会の飲食コーナーなど、お祭り広場いっぱいにはテントが張られ楽しい催しが行われます。

株式会社昇竜（福井県大野市）物産市... まいたけ、いwana焼、アイスクリーム など

岐阜県美濃市（中濃森林組合）物産市... いももち、きょうらぶき、山菜 など

岐阜県下呂市金山町物産市... 飛騨牛の串焼き、ひじり茸、朴葉ずし、ひだもち、五平餅 など

岐阜県下呂市馬瀬（南飛騨馬瀬川観光協会）物産市... 飛騨牛の串焼き、朴葉ずし、飛騨牛コロッケ など

稲沢市植木市... 苗木、花 など

### 東町休憩所

東町休憩所では、みのりの里による障害者作品コーナーや岩倉市体育協会による飲食コーナーなどが行われます。

- と き 4月1日（土）・2日（日）午前10時～午後4時



## ❁ の だ て 野点茶席

岩倉市茶華道連盟の協力をいただき、野点茶席を開きます。桜を見て、一服のお茶をお楽しみください。

- と き 4月1日（土）・2日（日）午前11時～午後4時
- と ころ 第3児童館児童クラブ室



## 募集

## ❁ 桜まつり清掃ボランティアの募集

今年の桜まつりは、山内一豊公と千代様を取り上げた大河ドラマ「功名が辻」が放映されていることもあり、例年にも増して大勢の人で賑わうことが予想されています。

桜まつり期間中は大量のごみが出て会場付近にお住まいの人にも大変なご迷惑をお掛けしております。また、訪れた人たちも気持ちよく桜を見ていただくため、桜まつり実行委員会はごみの落ちていない会場づくりを目指します。そこで、桜まつり期間中一緒に会場内の清掃を行っていただくボランティアの人を募集します。

愛知万博の会場でも多くのボランティアの人の協力のもと、きれいな会場が維持され大成功を収めました。ぜひとも皆様のお力をお借りして岩倉桜まつりも盛り上げていきたいと思っておりますので、ご応募いただきますようお願いいたします。

- と き 4月1日（土）・2日（日）・8日（土）・9日（日）の午前10時～午後9時の間でご都合のつく時間
- と ころ 桜まつり会場
- 謝 礼 無
- 申込・問合せ先 商工農政課商工観光係（☎38—5812）まで。

## チャレンジ

## ❁ 写真コンクール

普通のスナップ写真でも参加できますので、気軽に応募してください。

皆さんの傑作をお待ちしています。

- テーマ 桜まつりの風景全般
- サイズ 第一部 四つ切りサイズ（ワイド四つ切り可）、第二部 2L版以内
- 応募締切日 4月21日（金）
- その他 応募票は自作でも結構ですが、題名・氏名・住所・電話番号を必ずご記入ください。

なお、デジタルカメラによる作品は不可。

- 応募先 岩倉桜まつり実行委員会（岩倉市商工会館内）、市内の協賛カメラ店、市役所商工農政課まで。



# 市政の窓

## プラスチック製容器包装資源収集袋の特大サイズ(45リットル)を発売します

岩倉市では昨年の10月からプラスチック製容器包装資源の収集を開始しましたが、市指定収集袋の大きさは、大サイズ(30リットル)のみの販売となっていました。しかし、収集開始以降、市民の皆さんからもっと大きな袋を作成してほしいという要望をいただきました。そのため、岩倉市の指定収集袋の製造・販売を委託している岩倉市商工会と協議し、4月から特大サイズ(45リットル)の販売を開始することにしました。

これまでの大サイズ(30リットル)も継続して販売されますので4月以降はご家庭から出されるプラスチック製容器包装資源の量に応じて使い分けてご利用ください。

プラスチック製容器包装資源用指定収集袋は、岩倉市指定収集袋取扱

店(市内の主なスーパー・コンビニエンスストア・小売店等)でお買い求めください。

**プラスチック製容器包装資源収集袋に他のものを混ぜないで**

プラスチック

ク製容器包装

資源収集袋に

入れて出して

いただくもの

は、プラスチック

製で商品

を入れたもの

(容器)や包

んだもの(包

装)で商品が消費されたり分離され

た場合に不要となるものです。具

体的にはイラストのようなものです。

☑マークがついているものはすべ

てプラスチック製容器包装資源にな

ります。なお、洗面器、おもちゃな

どの「プラスチック製の商品そのも

の「ヤ・ペットボトル」はプラスチ

ック製容器包装資源収集袋に入れて

出せませんのでご注意ください。



市民の皆さん一人ひとりが正しく出していただきますようお願いいたします。

●問合先 環境保全課生活環境係 (☎38-5808) または、清掃事務所(☎66-5912)まで。

## 古紙と古着の日に ご協力ください

古紙と古着は、廃品回収、分別収集、古紙と古着の日に、資源として出してください。新聞紙や雑誌、ダンボール、紙の箱や袋、封筒、パンフレットなどの雑がみや古着をぜひ資源として出してください。ようご協力ください。

**桜まつり期間中はお祭り広場、白山公園には出せません**

今回の広報と同時配布しているパンフレット「ごみと資源の分別と出し方」2ページの平成18年度古紙と古着の日日程表をご覧ください。4

## 図書館子ども劇場

図書館では、春休みに人形劇・腹話術を楽しんでもらうため「子ども劇場」を開催します。入場は無料です。お友達と一緒に見に来てください。

- とき 3月25日(土)午後2時~3時
- ところ 図書館2階視聴覚室
- 出演 人形劇団もぐら
- 内容 人形劇、腹話術
- 問合先 図書館(☎37-6804)まで。

●問合先 環境保全課生活環境係 (☎38-5808) または、清掃事務所(☎66-5912)まで。

月4日(火)はお祭り広場(下本町地内)、7日(金)はお祭り広場と白山公園(中本町地内)が桜まつりで使用されるため使えません。4月4日(火)は、城址北等の下本町地内の他の分別収集場所、4月7日(金)は、神明大社等の中本町地内の他の分別収集場所に古紙と古着を出していただきますようご協力をお願いします。

## 介護保険制度の改正に伴い、要介護状態区分が変わります

平成18年4月から介護保険制度が改正され、予防給付のあり方が見直されます。それに併せて要介護状態区分が変わります。

現在の要介護状態区分は、要支援・要介護1から5までの6段階ですが、新しい区分は、現行の要支援が要支援1に、要介護1が要支援2と要介護1に分けられ、要介護2から要介護5までは変更がなく7段階となります。

### ●新しい要介護状態区分が始まる時期

新規・区分変更申請の場合：平成18年4月1日以降の申請から実施  
更新申請の場合：要介護認定の有効期間満了日が平成18年3月31日以降の人から実施（有効期間満了日の60日前から更新申請ができます。ただし、認定のための審査は事前に行いますが、新しい要介護状態区分が適用されるのは、4月1日以降のそれぞれの人の有効期間が満了した次の日からとなります）

### ●新しい要介護状態区分で利用できるサービス

要支援1・2と認定された人は、生活機能を維持・向上させる「介護

予防サービス」が利用できます。

すでに更新申請の結果が出て、要支援1・2と判定された人で、4月から介護予防サービスを利用する予定の人は、「予防プラン」を作成する必要がありますので、社会福祉協議会（☎38-0303）に連絡してください。

要介護1・5と認定された人は、自立した生活を支援する「介護サービス」が利用できます。

●問合先 生きがい課介護保険係（☎38-5811）まで。

## 防犯対策助成金交付制度をご利用ください

市内では、平成17年12月末現在163件の空き巣などの侵入窃盗が発生しています。あなたの家は大丈夫ですか。もう一度犯罪抑止のために、わが家の防犯対策を見直しましょう。平成17年4月から始まった防犯対策助成金制度は、1月末日現在で231世帯の人が利用されています。家の防犯対策に、この制度をご利用ください。

●対象者 岩倉市に住民登録または外国人登録があり、居住している世帯主

帯主

1世帯につき1回限りです。

### ●対象となるもの

玄関および勝手口等出入口の鍵を交換または、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等の取り付け、サッシ等を防犯ガラスに交換または、防犯フィルム、補助錠、格子等の取り付け。

共同住宅のエントランスまたは、エレベーター等の共有部分に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け。

住居等に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け。

駐車場内に防犯カメラ、センサーライトまたは、照明灯の取り付け。

自家用車両（自動車・オートバイ・自転車）にハンドロックカバーまたは、盗難防止装置の取り付け。住居敷地内に玉砂利等を敷設。

●助成額 経費の2分の1（100円未満は切り捨て）で限度額5千円。平成17年3月31日以前の防犯対策は対象外です。

●申請方法 行政課にある申請書に口座番号など必要事項をご記入、押印のうえ、品物等がわかる領収書を添えて提出してください。

●申込・問合先 行政課交通防犯係（☎38-5804）まで。

## よくある介護保険についてのQ&A

ある、ひよりで悩まないで  
介護サービスで困ったら  
いつでも話してほしい。



【Q】介護サービス等に対する苦情や相談はどこにすればいいですか？

【A】介護サービスや介護に対する不安や悩みをひとりで抱え込んでいませんか。どんな小さなことで

も結構ですので、お気軽にご相談ください。

### ●苦情・相談先は...

生きがい課介護保険係（☎38-5811）  
介護サービス苦情相談窓口（愛知県国民健康保険団体連合会介護保険課・窓口専用電話（☎052-971-4165、受付時間...午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く））

苦情相談等の秘密は必ず守ります。

●問合先 生きがい課介護保険係（☎38-5811）まで。

## 育児広場

### 「にこにこフロアー」

地域子育て支援センター

地域の子育て中のお母さんの育児交流とお子さんたちの仲間づくりの場として育児広場「にこにこフロアー」を開催しています。

| ところ       | と き                                                | 時 間                                | 内 容                                                                   |
|-----------|----------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 南部<br>保育園 | 毎週木曜日<br>ただし、4/6、5/4、6/22、<br>7/6、8/10、9/28はお休みです。 | 午前10時～<br>11時30分<br>来所時間は自<br>由です。 | 10時<br>・自由遊び<br>・交流<br>11時<br>・かたづけ<br>・あつまり<br>手あそび<br>親子あそび<br>体操など |
| 北部<br>保育園 | 毎月第2水曜日<br>ただし、4/12はお休みです。                         |                                    |                                                                       |
| 中部<br>保育園 | 毎月第3水曜日<br>ただし、8/16はお休みです。                         |                                    |                                                                       |
| 東部<br>保育園 | 毎月第4水曜日<br>ただし、9/27はお休みです。                         |                                    |                                                                       |

### 南部にこにこフロアー地域割

| 第 1 ・ 第 3 木曜日                                                                             |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>岩倉北小学校区</b><br>米町、中本町、本町、西市町、新柳町、泉町、中野町、宮前町、東町、鈴井町、石仏町（岩塚・島海道・五山寺）                     |  |
| <b>岩倉南小学校区</b><br>中央町、北島町、野寄町、川井町、大地町、大地新町、昭和町（ 1 ・ 2 丁目）、南新町、下本町（西沼）、旭町、稲荷町（大摩・細畑・樋先・高畑） |  |
| <b>五条川小学校区</b><br>石仏町、神野町、八劔町、井上町                                                         |  |
| 第 2 ・ 第 4 木曜日                                                                             |  |
| <b>岩倉東小学校区</b><br>中本町（葭原・東葭原・南葭原・南加路桶）、東町（仙奈・掛目）、下本町（燈明庵）、東新町、八劔町（脇之本）                    |  |
| <b>曾野小学校区</b><br>大市場町、下本町、大山寺町、大山寺元町、大山寺本町、稲荷町、昭和町（ 3 丁目）、曾野町、五条町、本町（名鉄ビル）                |  |

- **対象** 就学前のお子さんとそのお母さん（または、ご家族の人）
- **参加方法** 特に申し込みは必要ありませんので、表で確認のうえお近くの保育園へお出かけください。南部にこにこフロアー（南部保育園内）は、別表による地域割の週に参加してください。
- **問合先** 地域子育て支援センター（南部保育園内 ☎ 38-3911）まで。

## 春休みNゲージ鉄道模型運転会

図書館では、岩倉鉄道模型愛好会の協力により、鉄道模型の運転会を開催します。

- **とき** 3月19日（日）26日（日）午前10時～午後5時（最終日は午後3時まで、図書館は月曜日はお休みです）
- **ところ** 図書館2階展示ホール
- **問合先** 図書館（☎ 37-6804）まで。

## 毎月第4日曜日にお贈りするロビーコンサート

「金管楽器の饗宴」

3月のロビーコンサートはセントラル愛知交響楽団による金管アンサンブルをお贈りします。トランペット、トロンボーン、ホルンの五重奏をお楽しみください。

- **とき** 3月26日（日）午前10時30分～11時30分
- **ところ** 市役所1階ミニステージ
- **出演者** セントラル愛知交響楽団（トランペット/村木純一、清水祐

男、トロンボーン/照喜名有希子、森田和央、ホルン/山本雅士

- **主な曲** グリーンスリーブス、イングランド民謡 ほか
- **問合先** 生涯学習課文化振興係（☎ 38-5819）まで。

## 織田伊勢守信安公・山内一豊公追悼会

NHKテレビで「功名が辻」が放映されていますが、戦国時代、岩倉城主として尾張地方の北半国を支配していた織田伊勢守信安公と、その家老であった山内盛豊を父にもつ山内一豊公をしのんで、ゆかりのある誓願寺と一豊公誕生地碑において追悼会を開催します。どなたでも参加していただけます。

### 【織田伊勢守信安公献花】

- **とき** 4月1日（土）午前9時30分～
- **ところ** 下本町「誓願寺」織田伊勢守信安公墓前

### 【山内一豊公追悼会】

- **とき** 4月1日（土）午前9時45分～
- **ところ** 下本町「神明生田神社」山内一豊公誕生地碑前
- **問合先** 生涯学習課生涯学習係（☎ 38-5819）まで。

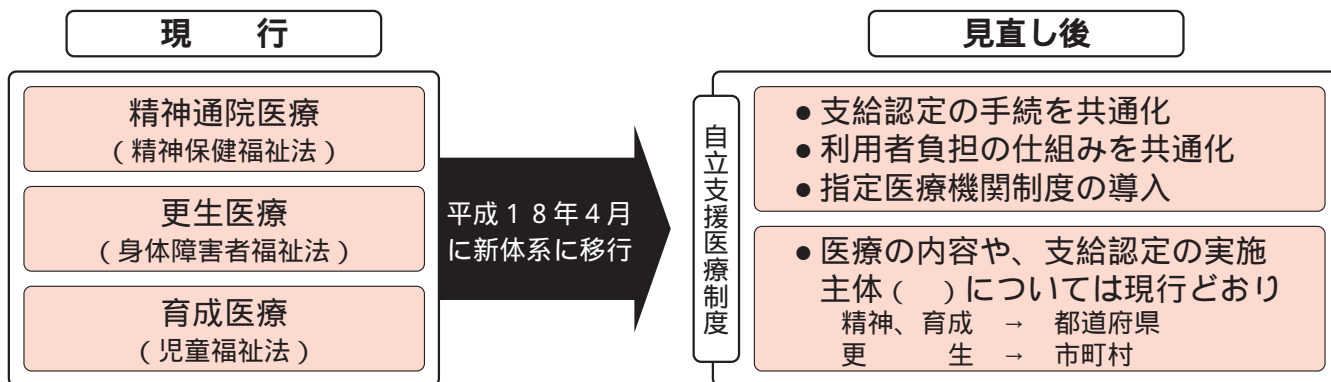
# 平成18年4月から障害者自立支援法が施行されます

## ～ 自立支援医療編 ～

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします

障害に係る公費負担医療は自立支援医療に変わります 平成18年4月から

これまでの障害に係る公費負担医療 精神通院医療、更生医療、育成医療 が自立支援医療に変わります。



## 自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人、(高額治療継続者 いわゆる「重度かつ継続」)にもひと当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。
- 入院時の食費(標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

## 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

対象者...従来の精神通院医療、更生医療、育成医療の対象となる人と同様の疾病を有する人(一定所得以上の人を除く。対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)。

給付水準...自己負担については原則として1割負担(■部分)。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額相当)については原則自己負担。

| 一定所得以下           |                          |                          | 中間所得層                                                                            |                         | 一定所得以上                                        |
|------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------|
| 生活保護世帯           | 市町村民税非課税<br>本人収入 80万     | 市町村民税非課税<br>本人収入 > 80万   | 市町村民税 < 2万<br>(所得割)                                                              | 2万 市町村民税<br>< 20万 (所得割) | 20万 市町村民税<br>(所得割)                            |
| 生活保護<br>負担<br>0円 | 低所得1<br>負担上限月額<br>2,500円 | 低所得2<br>負担上限月額<br>5,000円 | 中間所得<br>負担上限月額:医療保険の自己負担限度額<br>育成医療の経過措置 1<br>負担上限月額 10,000円      負担上限月額 40,200円 |                         | 一定所得以上<br>公費負担の対象外<br>医療保険の<br>負担割合・<br>負担限度額 |
|                  |                          |                          | 高額治療継続者(「重度かつ継続」) 2<br>中間所得層1 負担上限月額 5,000円      中間所得層2 負担上限月額 10,000円           |                         | 一定所得以上(重継) 1<br>負担上限月額 20,000円                |

- 1 育成医療の経過措置および「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の人に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。
- 2 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおり。
  - 疾病、症状等から対象となる人
  - 更生医療・育成医療...腎臓機能、小腸機能または免疫機能障害の人
  - 精神通院医療...統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害(依存症等)の人または集中・継続的な医療を要する人として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人。
  - 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人。医療保険の多数該当の人。

補装具・日常生活用具制度についても平成18年10月から制度が改正されますので、詳細が決定しだいお知らせします。

- 問合せ先 福祉課福祉係 (☎ 38—5809) まで。

# 行政改革集中改革プランを策定しました

市では、平成12年度に策定した第2次岩倉市行政改革大綱に基づいて、最小の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革を推進しています。しかし、少子高齢化や「安全・安心のまちづくり」など新たな行政課題に対応する必要があります。そこで、平成17年度から21年度までの5年間に集中的に改革に取り組む項目について具体的な取組目標を掲げた「岩倉市行政改革集中改革プラン」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

## 1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

| 取組項目        | 集中改革プランでの取組目標                                                                                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務事業等の見直し   | 所期の目的を達成した事業等の縮小・廃止、類似する事業の統合などの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、PDCAサイクル（ ）などにより事務事業の整理合理化を進めます。                                                                                     |
| 行政評価システムの導入 | 一部の事務事業において試行的に実施している行政評価システムについて、引き続き本格稼働に向けて検討を行います。                                                                                                                                       |
| 電子自治体の推進    | 情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、他の自治体との共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワークの活用等積極的に取り組みます。また、公共工事等入札の透明性、客観性、競争性の向上を図るため、平成20年度から「あいち電子調達共同システム」による電子入札を導入します。 |

PDCAサイクル 計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクル

## 2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

| 取組項目       | 集中改革プランでの取組目標                                                                                            |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間委託等の推進   | 現在、直営で行っている事務事業（一部委託を含む）についても、民間委託および市民団体、NPO等への委託などの可能性について検討します。                                       |
| 指定管理者制度の活用 | 平成18年度、学習等共同利用施設（8施設）および地域集会所（5施設）について指定管理者制度を導入します。また、平成21年度までにすべての施設の管理のあり方について検証を行い、指定管理者制度の導入を検討します。 |

## 3 定員管理の適正化

| 取組項目      | 集中改革プランでの取組目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |    |    |     |   |   |   |   |    |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|---|----|----|----|-----|---|---|---|---|----|----|-----|---|---|---|---|----|---|
| 定員適正化計画   | <p>これまでの5年間で13.6分の職員削減を行ってきていますが、さらに、平成17年4月1日の職員数（406人）を起点とし、平成22年4月1日までに職員数を37人（9.1分の）削減します。</p> <p>&lt;退職者・採用者の見込み&gt;（単位：人）</p> <table><tr><th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr><tr><td>職員数</td><td>406</td><td>405</td><td>402</td><td>395</td><td>374</td><td>369</td></tr><tr><td>退職数</td><td>-</td><td>7</td><td>8</td><td>14</td><td>33</td><td>24</td></tr><tr><td>採用数</td><td>-</td><td>6</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td><td>19</td></tr><tr><td>前年比</td><td>-</td><td>1</td><td>3</td><td>7</td><td>21</td><td>5</td></tr></table> |     | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | 職員数 | 406 | 405 | 402 | 395 | 374 | 369 | 退職数 | - | 7 | 8 | 14 | 33 | 24 | 採用数 | - | 6 | 5 | 7 | 12 | 19 | 前年比 | - | 1 | 3 | 7 | 21 | 5 |
|           | H17                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |    |    |     |   |   |   |   |    |   |
| 職員数       | 406                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 405 | 402 | 395 | 374 | 369 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |    |    |     |   |   |   |   |    |   |
| 退職数       | -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 7   | 8   | 14  | 33  | 24  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |    |    |     |   |   |   |   |    |   |
| 採用数       | -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 6   | 5   | 7   | 12  | 19  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |    |    |     |   |   |   |   |    |   |
| 前年比       | -                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1   | 3   | 7   | 21  | 5   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |    |    |     |   |   |   |   |    |   |
| 組織・機構の見直し | <p>部課系の統廃合およびグループ制の導入等によりスリム化を図るとともに、意思形成過程が市民により分かりやすい簡素化された組織・機構とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |   |   |   |    |    |    |     |   |   |   |   |    |    |     |   |   |   |   |    |   |

#### 4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

| 取組項目         | 集中改革プランでの取組目標                                                                                                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給与の適正化       | 国の給与改定の状況や、総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」の動向を見据え、職務や能力、実績を反映できる給与制度の構築など給与制度全般の見直しを検討します。<br>また、組織・機構の見直しと合わせて、業務量に応じた職員の適正配置に努め、時間外勤務は平成16年度実績を上回らないようにします。 |
| 特殊勤務手当の見直し   | 現在支給している手当についても、勤務の特殊性等について改めて検証し、必要に応じて見直しを図ります。                                                                                                       |
| 定員・給与等の状況の公表 | 平成16年度に制定した「岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職種ごとの定員・給与等の状況を明らかにするとともに、他団体との比較や全国的な指標を用いながら、市民がより理解しやすいように工夫し、広報いわくらおよび岩倉市ホームページを利用して公表を行います。               |
| 福利厚生事業       | 市民の理解と支持が得られるよう、職員互助会に対する市の負担割合について引き続き検討するとともに、互助会事業の見直しを行います。                                                                                         |
| 人材育成の推進      | 人事制度と研修制度の連携のもと、より実効性のある職員研修基本計画を策定し、地域固有の政策課題に対応できる、自ら考え行動する職員の育成を図ります。また、職員の意欲・能力を最大限に引き出すため、公正かつ客観的な新たな人事評価システムの導入を検討します。                            |

#### 5 経費節減等の財政効果

| 取組項目            | 集中改革プランでの取組目標                                                                                                |                       |                         |                      |                               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 経費の節減合理化等財政の健全化 | 集中改革プランの計画期間内における歳出抑制の目標額を掲げ、その達成に向けて行政改革を推進します。                                                             |                       |                         |                      |                               |
|                 | ＜歳出抑制の目標額＞                                                                                                   |                       |                         |                      |                               |
|                 | (単位：百万円)                                                                                                     |                       |                         |                      |                               |
|                 |                                                                                                              | 平成16年度<br>普通会計<br>決算額 | 平成21年度<br>普通会計決算<br>見込額 | 差引<br>(縮減額)          | 集中改革プランにおける取組内容               |
|                 | 人件費                                                                                                          | 3,484                 | 3,136                   | 348                  | 定員管理の適正化、給与の適正化               |
|                 | 物件費                                                                                                          | 1,513                 | 1,438                   | 75                   | 事務事業等の見直し、民間委託等の推進、指定管理者制度の活用 |
| 補助費等            | 483                                                                                                          | 459                   | 24                      | 事務事業等の見直し、補助金等の整理合理化 |                               |
| 公債費             | 1,526                                                                                                        | 1,474                 | 52                      | 市債の借入残高の縮減           |                               |
|                 | なお、市税について徴収体制の強化などにより平成18年度から毎年度2千万円程度の増収を目標とし、使用料および手数料について市民負担の公平確保や受益の度合いに応じた適正な水準への見直しに努めるなど、歳入の確保を図ります。 |                       |                         |                      |                               |
| 補助金等の整理合理化      | 市民および有識者で組織する検討委員会を設置し、各種補助金等についてその必要性や効果等の検証を行います。                                                          |                       |                         |                      |                               |

#### 6 その他（地方公営企業の経営健全化）

| 取組項目    | 集中改革プランでの取組目標                                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 水道事業    | 平成21年度までに検針業務および徴収・収納業務等を民間委託します。12人の職員を2人削減して10人とし、水道料金については、現行料金の維持に向け努力します。          |
| 公共下水道事業 | 系の統合など組織の見直しを行います。水洗化の促進および収納率の向上に努めます。受益者負担金前納報奨金の見直しを検討します。下水道使用料については、適正な水準の確保に努めます。 |

岩倉市行政改革集中改革プランは、市のホームページ、市役所6階行政課および1階情報サロンで閲覧できます。

●問合先 行政課行政係（☎38—5804）まで。

# 暮らしのガイド

問合先（岩倉市役所） ☎0587 - 66 - 1111（代表）  
 ふれ愛コールいわくら ☎0587 - 38 - 1717  
 市民の声FAX ☎0587 - 38 - 2471  
 E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

## 手続き



● 異動の届け出は14日以内に  
 国民健康保険の異動の  
 届け出をお忘れなく

会社等を退職し、職場の

| こ ん な と き          | 必 要 な も の                      |
|--------------------|--------------------------------|
| 取得する場合             |                                |
| 会社等（社会保険）をやめたとき    | 健康保険資格喪失証明書、印鑑                 |
| 転入したとき             | 印鑑                             |
| 生活保護を受けなくなったとき     | 保護廃止決定通知書、印鑑                   |
| 出生したとき             | 国保の被保険者証、母子健康手帳、印鑑             |
| 喪失する場合             |                                |
| 会社等（社会保険）に入ったとき    | 国保の被保険者証、会社等（社会保険）の被保険者証       |
| 転出するとき             | 国保の被保険者証                       |
| 生活保護を受け始めたとき       | 国保の被保険者証、保護決定通知書               |
| 死亡したとき             | 国保の被保険者証、印鑑                    |
| その他                |                                |
| 退職者医療制度に該当したとき     | 国保の被保険者証、年金証書（加入月数の確認できるもの）、印鑑 |
| 退職者医療制度に該当しなくなったとき |                                |
| 市内で住所が変わったとき（転居）   | 国保の被保険者証、印鑑                    |
| 被保険者の氏名が変わったとき     |                                |
| 世帯主が変わったとき         |                                |
| 世帯の合併、分離をしたとき      |                                |
| 被保険者証をなくしたとき       | 印鑑、身分証明書（免許証等）                 |
| 就学のため遠隔地へ行くとき      | 国保の被保険者証、在学証明書、印鑑              |
| 長期出張等で別の被保険者証がいるとき | 国保の被保険者証、印鑑                    |

健康保険、共済組合等の健康保険被保険者の資格がなくなったり、被扶養者の認定を取り消されたときは国民健康保険に加入しなければなりません。  
 また、会社等に就職し、健康保険の被保険者証を受けとったときは、国民健康保険をやめる手続きが必要です。  
 このような異動があった場合は、異動の日から14日以内に、市民窓口課保険医

療係で手続きをしてください。  
 資格取得の届け出が遅れると医療給付を受けていなくても国民健康保険税は、社会保険等の資格がなくなつたとき、転入したときまでさかのぼり課税されます。税金は納めても給付は受けられないということになります。そのためにも早めに届けましょう。  
 ▼問合先 市民窓口課保険医療係（38—5807）

## ● 就学援助制度

岩倉市では、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費・修学旅行費等を援助する就学援助制度を設けています。  
 ▼対象 要保護世帯以外の世帯の児童・生徒の保護者で就学援助基準に該当し、かつ、経済的に困りの人

## ▼就学援助基準

生活保護が停止または、廃止された人  
 市民税が非課税または、減免された人  
 個人事業税または、固定資産税が減免された人  
 国民年金保険料の掛金が免除または、国民健康保険税が減免もしくは徴収猶予された人

児童扶養手当が支給された人（児童手当は該当せず）  
 世帯更正貸付を受けた人  
 失業対策事業適格者手帳を持っている日雇労働者または、職業安定所登録日雇労働者

（ ） 以外の人で、特別な事情で経済的に困りの人

▼問合先 学校教育課庶務係（38—5818）

3月31日(金)は国民健康保険税第12期の納期限です  
 お忘れなく納税してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を3月30日(木)までにご確認ください。なお、納期限後20日以内に納付がない時は、督促状を発送しますので督促手数料50円が加算されます。

▶問合先 市民窓口課保険医療係（☎38—5807）

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧方法

|           |                                                                             |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 土地価格等縦覧帳簿 | 所在・地番・地目・地積・価格が記載されています。                                                    |
| 家屋価格等縦覧帳簿 | 所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・価格が記載されています。                                           |
| 縦覧期間      | 4月3日(月)～5月31日(水)午前8時30分～午後5時(ただし土・日曜日、祝日を除く)                                |
| 縦覧場所      | 税務課課税第2係                                                                    |
| 縦覧できる人    | ・市内に所在する土地または、家屋に対して課する固定資産税の納税義務者と同居の親族<br>・納税管理人<br>・納税者の委任を受けた代理人(委任状必要) |
| 持参するもの    | 本人であることが証明できるもの(課税明細書、納税通知書または、運転免許証等)                                      |

● 固定資産税の縦覧・閲覧  
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について  
固定資産税の納税義務者(納税義務者のうち免税点

未満で課税されない人を除く)等の人は、市内に所有する自分の固定資産の価格を、ほかの土地または、家屋の価格と比較することができます。ただし、土地(または、家屋)のみを所有している人は、土地(または、家屋)

の縦覧帳簿しか、ご覧になれません。  
固定資産課税台帳の縦覧について  
固定資産税の納税義務者等の人は、市内に所有する自分の固定資産を固定資産課税台帳で閲覧することができます。また、借地・借

家人等も閲覧できます。固定資産税の課税内容については、5月1日に送付を予定している納税通知書添付の課税明細書でも、確認できますのでご覧ください。  
▼ 問合先 税務課課税第2係(38-5806)

## 閲覧できる人と閲覧可能な固定資産

| 閲覧できる人                                            | 閲覧可能な固定資産                |
|---------------------------------------------------|--------------------------|
| 固定資産税の納税義務者                                       | 当該納税義務に係る固定資産            |
| 土地について賃借権その他の使用または、収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人 | 当該権利の目的である土地             |
| 家屋について賃借権その他の使用または、収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する人 | 当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地 |
| 固定資産を処分する権利を有する一定の人                               | 当該権利の目的である固定資産           |

## 固定資産課税台帳の閲覧方法

|        | 固定資産税の納税義務者                                       | からの人                                             |
|--------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 閲覧内容   | 納税義務者本人の課税台帳が閲覧できます。                              | 当該権利の目的である固定資産の課税台帳が閲覧できます。                      |
| 閲覧期間   | 4月12日(水)から(予定)午前8時30分～午後5時(ただし土・日曜日、祝日を除く)        |                                                  |
| 閲覧場所   | 税務課課税第2係                                          |                                                  |
| 閲覧できる人 | ・納税義務者および同居の親族<br>・納税管理人<br>・納税者の委任を受けた代理人(委任状必要) | ・～の権利を有する人(契約者等)<br>・権利を有する人の委任を受けた代理人(委任状必要)    |
| 手数料    | 150円(縦覧期間中に限り無料)                                  | 150円(縦覧期間中も有料)                                   |
| 持参するもの | 本人であることが証明できるもの(課税明細書、納税通知書または、運転免許証等)            | ・権利を証明できるもの(賃貸借契約書等)<br>・本人であることが証明できるもの(運転免許証等) |

4月1日から市税の前納報奨金交付率が0・15/100に改正

岩倉市税条例の改正により、市税の前納報奨金の交付率が「0・3/100」から「0・15/100」に改正されます。

▼ 対象税目 市県民税(個人・普通徴収分)、固定資産税・都市計画税

▼ 前納報奨金とは 市税の第1期から第4期まで(全期)の税額を第1期の納期限までに全額併せて納付された場合(前納)に交付される報奨金です。

前納報奨金は次の算式により計算して、交付されます。

納期前に納付した税額 × 0・15/100 × 前納月数 = 前納報奨金

ただし、報奨金の額が10円未満の場合や報奨金に10円未満の端数がある場合には、その端数は交付されません。また、報奨金の額が3万円を超える場合は、3万円を限度とします。

▼ 問合先 税務課課税第2係(38-5806)

## 国民健康保険税がコンビニエンスストアで納付できます

国民健康保険税は、コンビニエンスストアで納付することができます。

ただし、納期限後は納付できませんので、ご注意ください。

▼ 問合先 市民窓口課保険医療係(☎38-5807)

## 講座教室



### ●トレーニンング指導・講習会

#### 4月のトレーニンング指導

総合体育文化センターのトレーニンング室では、専門のインストラクターによる効果的なトレーニンング方法や総合的な運動などのトレーニンング指導を行います。

▼とき 4月8日(土)・9日(日)・22日(土)・23日(日)午後1時～5時

▼対象 トレーニンング室利用登録証をお持ちの人

#### 5月のトレーニンング講習会

総合体育文化センターのトレーニンング室を利用するためには、講習会の受講が必要です。

また、利用申込者数により講習日を変更、中止する場合があります。

▼講習内容 オリエンテーション ショーン 器具の説明 実技

▼対象 16歳以上  
▼定員 1回の講習につき

15人

▼費用 2,000円

▼申込方法 4月1日(土)から、総合体育文化センタースポーツ課へ申し込んでください(申し込みは1人につき1名、電話不可)。

| 月・日         | 5月 |    |    |     |     |     |
|-------------|----|----|----|-----|-----|-----|
|             | 5日 | 6日 | 7日 | 13日 | 14日 | 23日 |
| 曜日          | 金  | 土  | 日  | 土   | 日   | 火   |
| 時間          |    |    |    |     |     |     |
| 10:30～12:00 |    | ○  | ○  | ○   | ○   |     |
| 19:30～21:00 | ○  |    |    |     |     | ○   |

○印に講習会を開催します。

▼申込・問合先 スポーツ課(総合体育文化センター内 66-2222)

### ●春季テニス教室・春季ジュニアテニス教室

愛知県一宮総合運動場では、次のとおりテニス教室を開きます。

#### 春季テニス教室

▼とき 4月17日(月)から10回、毎週月・金曜日午前10時～正午

▼ところ 一宮総合運動場テニスコート

▼対象 一般(18歳以上・学生を除く)

▼参加料 7千円

▼定員 30人

▼申込日 4月3日(月)午前10時～10時30分

▼春季ジュニアテニス教室

▼とき 4月15日(土)から10回、毎週土・日曜日午前10時～正午

▼ところ 一宮総合運動場テニスコート

▼対象 小・中学生

▼参加料 5千500円

▼定員 20人

▼申込日 4月3日(月)午前10時30分～11時

両教室とも申込時間内に整理券を配布し、定員を超えた場合は抽選を行います。1人につき2人分までの整理券を配布しますが、抽選となった場合は1人ごとの抽選となります。

▼申込・問合先 一宮総合運動場(0586-7710500)

## 健康



### ●3月24日は世界結核デー

3月24日はみんなで結核

について考える日です。

WHO(世界保健機構)2006年のスローガンは「結核のない世界へ 命へのアクション!」です。

結核は、今なお、わが国最大の感染症です。全国で約3万人の新しい患者が発生し、約2千300人の人が亡くなっています。

最初は風邪によく似た症状ですが、2週間以上咳が続く時は、早めの受診を心がけましょう。

▼問合先 江南保健所地域保健グループ(56-2157)

▼申込・問合先 一宮総合運動場(0586-7710500)

## 相談その他



### ●浄化槽法が一部改正

浄化槽はし尿や生活排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしています。

浄化槽には、保守点検、清掃、法定検査が必要なことをご存知でしょうか。

保守点検とは、浄化槽のいろいろな稼動状況を調べ

て、機器の点検、調整、修理、消毒薬の補充等を行うことです。保守点検は、愛知県登録の浄化槽保守点検業者に依頼してください。

清掃とは、浄化槽でし尿等を微生物の働きによって浄化する際に汚泥等が発生するため、汚泥等の引き抜きや洗浄を行うことです。

清掃は、岩倉市の許可業者の(株)アイホク(66-2112)に依頼してください。

法定検査とは浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査で、年に1回の検査を受けなければなりません。

法定検査については、愛知県の指定検査機関である(社)愛知県浄化槽協会春日井業務所(0568-5313721)に依頼してください。

浄化槽法の一部を改正する法律が2月1日から施行

都道府県は、法定検査をしていない浄化槽管理者の指導監督ができるようになり、罰則が設けられました。浄化槽からの放流水に係る水質基準が設けられました。

浄化槽の使用を廃止した時は、その旨を都道府県に届け出ることが法律で義務

3月31日(金)は介護保険料第12期の納期限です

お忘れなく納付してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を3月30日(木)までにご確認ください。

▶問合先 生きがい課介護保険係(☎38-5811)

お気軽にご相談ください

## 市民相談

市民相談室( ☎38-5822 )

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。  
なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

## ■一般相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)  
午前9時～午後4時

## ■総合福祉相談

3月17日(金)

身体障害者相談...午後1時～4時

戦没者遺族相談...午後1時～4時

## ■外国人のための相談(岩倉市国際交流協会)

「こんにちはコーナー」

3月19日(日)午後1時～3時

Advice and Consultation for Foreigners  
(Iwakura International Exchange Society)

19 / Mar (Sun), 2 / Apr (Sun)

13:00～15:00

Consulta em Prol dos Estrangeiros

(Associação de Intercâmbio Internacional de  
Iwakura)

19 / Mar (domingo), 2 / Apr (domingo) Das

13:00～15:00hs

## ■女性相談

3月20日(月)午後1時～3時30分

## ■法律相談(予約制...定員各6人)

3月22日(水)、4月11日(火)・26日(水)  
午後1時～4時

毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)  
午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

## ■年金相談

3月27日(月)午前10時～午後3時

## ■母子・寡婦就業相談

4月7日(金)午前10時～午後3時30分

## ■登記相談

4月12日(水)午後1時～4時

## ■知的障害者相談

4月13日(木)午後1時～4時

## ■人権相談

4月14日(金)午後1時～4時

## ■行政相談

4月14日(金)午後1時～4時

## ●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても、何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日 午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

社会福祉協議会ボランティア相談室が、臨時出張相談所を開設します。これまで

●ボランティア相談室  
臨時開設

付られています。  
▼問合先 愛知県尾張事務所環境保全課(052-961-7211)または、岩倉市環境保全課環境啓発係(38-5808)、愛知県ホームページアドレス(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/mizu/seihai/index.html>)



で足を運びにくかった人や、話だけでも聞いてみたい人、ぜひお越しください。  
▼とき 3月29日(水)午後1時30分～3時30分  
▼ところ 名鉄岩倉駅地下連絡道  
▼内容 ボランティアに関する相談の受付  
▼問合先 社会福祉協議会  
(37-3135 ☎38-0039)

## 第14回市民登山教室参加者を募集します

## 「毘沙門岳」白銀に輝く、白山前衛峰の展望台

毘沙門岳は、白鳥から、義経伝説で有名な石徹白に抜ける「桧峠」から登る山。峠から南に向かって登り、展望のよい稜線の道を、1,385mの山頂を目指します。

▶とき 4月23日(日)午前6時45分集合(予備日:30日(日))

▶集合場所 総合体育文化センター駐車場

▶募集人数 40人

▶参加資格 市内にお住まいかお勤めの16歳以上の健康な人で、往復5時間程度の登山に耐えうる人(65歳以上は登山経験者に限る)

▶事前説明会 4月13日(木)午後7時30分から総合体育文化センター1階ふれあいホール(事前説明会には必ず参加してください)

▶参加費用 4,000円

▶申込方法 4月6日(木)午後7時から総合体育文化センター2階会議・研修室で受け付けます(申し込み多数の場合は、7時の時点で抽選します。また、1人で複数人分の受け付けはできませんのでご注意ください)。

▶主催 岩倉市・岩倉市教育委員会

▶問合先 岩倉市体育協会事務局(総合体育文化センター内 66-2222)

## 指名競争入札結果

(2月2日)

| 工事名等              | 工事場所等   | 契約業者名    | 契約金額(円)   | 期間       |
|-------------------|---------|----------|-----------|----------|
| 南部老人憩の家男女浴槽張替え等修繕 | 大地町郷前32 | (株)建和工務店 | 1,344,000 | 2/7～3/24 |

# 成人



保健センターを利用されるときは、健康手帳をお持ちください。健康手帳の交付は随時行っています。

| 内 容                     | と き             |               | と ころ                     | 対 象                                           | 備 考                                                                                                        |
|-------------------------|-----------------|---------------|--------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 日               | 時 間           |                          |                                               |                                                                                                            |
| 介護予防事業<br>はつらつ<br>元氣くらぶ | 7 日（金）          | 13:30 ~ 15:00 | 南部老人憩の家                  | 65歳以上の<br>高齢者で介護<br>認定を受けて<br>いない人（非<br>該当の人） | 持ち物...健康手帳<br>内 容...運動器の機能向上指導、健康<br>チェック、体操、レクリエー<br>ションなど                                                |
|                         | 14 日（金）         | 13:30 ~ 15:00 | 岩倉病院回復期<br>リハビリテーションセンター |                                               |                                                                                                            |
|                         | 21 日（金）         | 13:30 ~ 15:00 | 老人憩の家                    |                                               |                                                                                                            |
|                         | 25 日（火）         | 10:00 ~ 11:30 | 第五児童館                    |                                               |                                                                                                            |
|                         | 28 日（金）         | 13:30 ~ 15:00 | 保健センター                   |                                               |                                                                                                            |
| 健康相談                    | 毎週木曜日<br>（祝日除く） | 9:00 ~ 11:00  | 保健センター                   | 一般成人<br>65歳以上の<br>高齢者                         | 持ち物...健康手帳<br>内 容...血圧測定、健康相談、栄養改<br>善指導、健診結果の相談、生<br>活習慣病予防の相談、心の健<br>康相談<br>保健センターでは、体脂肪測定と尿<br>検査もできます。 |
|                         | 7 日（金）          | 13:30 ~ 15:00 | 南部老人憩の家                  |                                               |                                                                                                            |
|                         | 14 日（金）         | 9:30 ~ 11:30  | ふれあいセンター                 |                                               |                                                                                                            |
|                         | 21 日（金）         | 13:30 ~ 15:00 | 老人憩の家                    |                                               |                                                                                                            |
| 歯の健康相談                  | 毎週木曜日<br>（祝日除く） | 9:00 ~ 11:00  | 保健センター                   | 一般成人<br>65歳以上の<br>高齢者                         | 持ち物...普段使っている歯ブラシ<br>内 容...歯科相談、ブラッシング指導、<br>歯こう染め出し、歯みがき圧<br>測定、口腔機能の向上指導                                 |

## 予防接種



朝の体温を測り、母子健康手帳をお忘れなくご持参ください（母子健康手帳がないと受け付けできません）。予防接種は、はしか、水ぼうそうなどの病気が治ってから、1 か月は接種できません。三種混合等の□印の予防接種は接種後6日以内に、BCG・風しん・麻しん（はしか）等の■印の予防接種は接種後27日以内に他の予防接種を受けることはできません（接種間隔など詳しくは、保健センターへお問い合わせください）。

今までは、百日せきにかかった人は、二種混合ワクチンを接種していましたが、平成17年7月29日の予防接種実施規則等の改正により、6 か月から7歳6 か月未満の二種混合は中止になり、すべて三種混合ワクチン接種に変更になりました。

| 内 容                        | と き     |                  | 対 象                  | 接種時期・備考                                                                                                       |
|----------------------------|---------|------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | 日       | 受 付              |                      |                                                                                                               |
| □ 三種混合<br>（百日せき・ジフテリア・破傷風） | 19 日（水） | 13:00<br>~ 14:00 | 3 か月 ~<br>7 歳 6 か月未満 | 初回接種...3 ~ 8 週間の間隔で3回接種<br>追加接種...初回接種の3回目完了後1年 ~ 1年6 か月<br>の間に1回接種<br>百日せきにかかった人は、三種混合の予防接種を受ける<br>ことができません。 |
|                            | 25 日（火） |                  |                      |                                                                                                               |
| ■ BCG                      | 26 日（水） | 13:00<br>~ 14:00 | 3 か月 ~<br>6 か月未満     | 接種間隔が短いので、3 か月を過ぎたら早めに受け<br>ましょう。 1回接種                                                                        |

## ■ 麻しん・風しん（混合）

4月1日から麻しん・風しん混合ワクチン接種となります。

**対象者** 第1期 1歳 ~ 2歳未満  
第2期 5歳 ~ 7歳未満の人で小学校就学年年度の4月1日 ~ 3月31日の間  
保育園・幼稚園の年長児で麻しん、風しんどちらの予防接種も受けていない人でどちらの疾患にもかかっていない人  
対象年齢であっても下記 に該当する場合は、混合ワクチン接種はできません  
麻しん、風しんのどちらかの予防接種をすでに受けている人  
麻しん、風しんのどちらかの疾患にかかった人

### 接種方法

- ・対象者に個人通知をします。
- ・届いた通知を持って、市内の右記医療機関にて接種をしてください。右記以外の医療機関の場合は、自費になります。
- ・母子手帳を必ずご持参ください。
- ・医療機関によって、予防接種実施日や時間など、異なりますので、必ず予約をしてお出かけください。
- ・他の予防接種の間隔に注意してください。

### 麻しん・風しん混合ワクチンの接種ができる医療機関

|                        |            |         |
|------------------------|------------|---------|
| 有馬医院                   | 井上町430—1   | 37—0123 |
| いとうクリニック               | 東新町江向24—5  | 38—1112 |
| 医療法人つくし会<br>岩倉東クリニック   | 中本町東葭原4    | 66—1210 |
| 医療法人知邑舎岩倉病院            | 川井町北海戸1    | 37—8155 |
| いわくら耳鼻咽喉科              | 西市町西市前31—4 | 66—4533 |
| おしたにクリニック              | 稲荷町高畑8     | 38—3501 |
| 医療法人八稜会<br>かみのクリニック    | 神野町平久田70   | 38—3800 |
| 医療法人寺澤内科小児科            | 栄町一丁目5     | 37—2018 |
| 医療法人<br>なかよしこどもクリニック   | 稲荷町高畑75    | 66—1221 |
| 医療法人丹羽外科               | 新柳町1—41    | 66—3366 |
| 医療法人羊蹄会<br>ようてい中央クリニック | 曾野町郷前17    | 66—5133 |
| ませきクリニック               | 下本町下市場139  | 37—0175 |

# 4月の保健センター案内

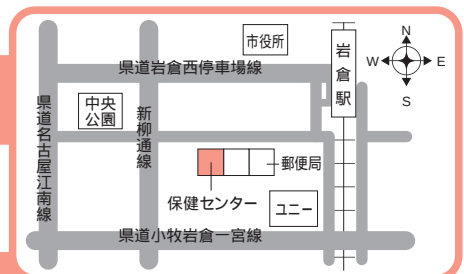
保健センターでは、乳幼児や健康に関する電話相談(☎66-7300)を土・日曜日、祝日を除く毎日行っています。

## 子どもとお母さん



保健センターを利用されるときは、母子健康手帳をお持ちください。

● 問合先 ☎37-3511



| 内 容                | と き              |                  |                                        | 対 象                     | 備 考                                                                                                          |
|--------------------|------------------|------------------|----------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 日                | 時 間              | 受 付                                    |                         |                                                                                                              |
| 母子健康手帳<br>交付       | 毎週木曜日<br>(祝日は除く) | 10:00 ~          | 9:45<br>~ 11:00<br>(初産の人は10時まで<br>に受付) | 妊婦                      | 持ち物...妊娠届出書<br>内 容...ビデオ「妊娠中の過ごし方」・保健<br>指導<br>当日、ご都合の悪い人は、ご連絡ください。<br>初産の人は10:00 ~ 11:00までお話を<br>聞いていただきます。 |
| 母親教室               | 第1回 3日(月)        | 13:30<br>~ 15:30 | 13:15<br>~ 13:30                       | 妊婦<br>(夫の参加<br>も可)      | 内 容...グループワーク、講義「妊娠中の栄<br>養(試食)・歯の手入れ・過ごし方」、<br>妊婦同士の交流会                                                     |
|                    | 第2回 17日(月)       |                  |                                        |                         | 内 容...ビデオ、実習「妊婦体操・呼吸法」<br>産後ママとの交流会                                                                          |
| 乳幼児<br>健康相談        | 3日(月)            | 9:00 ~           | 9:00<br>~ 11:00                        | 乳幼児                     | 内 容...身体計測、栄養相談、育児相談、母乳<br>相談(母乳相談は予約が必要です)<br>定期測定にもご利用ください。                                                |
| 4か月児<br>健康診査       | 18日(火)           | 13:00 ~          | 13:00<br>~ 14:00                       | 平成17年<br>12月生まれ         | 内 容...診察、発達チェック、身体計測、栄養<br>指導、育児相談など                                                                         |
| 4 ~ 6か月児<br>の離乳食教室 | 4日(火)            | 10:00<br>~ 11:00 | 9:45<br>~ 10:00                        | 4 ~ 6か月児の<br>保護者など      | 持ち物...おぶいひも(持っていない人はご連絡く<br>ださい)<br>内 容...離乳食のすすめ方、調理実習、試食                                                   |
| すくすく<br>育児教室       | 18日(火)           | 10:00<br>~ 11:00 | 9:45<br>~ 10:00                        | 8 ~ 10か月児               | 内 容...育児のお話、赤ちゃん体操、歯のお話、<br>育児相談、栄養相談、絵本の読み聞か<br>せ                                                           |
| かみかみ<br>歯ピカ教室      | 11日(火)           | 10:00<br>~ 11:30 | 9:45<br>~ 10:00                        | 1歳 ~<br>1歳6か月児<br>定員15組 | 申 込...3月16日(木)8:30 ~<br>保健センター(電話可)<br>持ち物...子どもの歯ブラシ、コップ、エプロン<br>内 容...幼児食と歯の話、染め出し、ブラッシ<br>ング指導            |
| 1歳6か月児<br>健康診査     | 4日(火)            | 13:00 ~          | 13:00<br>~ 14:00                       | 平成16年<br>9月生まれ          | 内 容...診察、歯科健診、発達チェック、身体計<br>測、遊び指導、栄養相談、育児相談など<br>歯をみがいてきてください。                                              |
| 2歳児歯科<br>健康診査      | 24日(月)           | 13:00 ~          | 13:00<br>~ 13:40                       | 平成16年<br>4月生まれ          | 持ち物...子ども用の歯ブラシ、コップ、エプロン<br>内 容...歯科健診、染め出し、ブラッシング指<br>導、フッ素塗布、食生活指導                                         |
| 3歳児<br>健康診査        | 11日(火)           | 13:00 ~          | 13:00<br>~ 14:00                       | 平成15年<br>4月生まれ          | 持ち物...保健センターからお送りするアンケ<br>ート用紙<br>内 容...診察、歯科健診、発達チェック、身体<br>計測、栄養相談、育児相談、視覚聴覚<br>検査、尿検査(会場で採尿)など            |
| かるがも<br>地球ひろば      | 25日(火)           | 10:00<br>~ 11:30 | —                                      | 外国籍の親子                  | 内 容...情報交換・交流会                                                                                               |
| ツインズ<br>マザー交流会     | 24日(月)           | 10:00<br>~ 11:30 | —                                      | 双胎・多胎の妊婦<br>双児・多児の親子    |                                                                                                              |



# だれもが住み良いまちづくり ユニバーサルデザイン

日本福祉大学社会福祉学部教授 児玉善郎 (こ だま よし ろう)

## 「これからのユニバーサルデザイン」

### はじめに

昨年の4月から始まった、このユニバーサルデザインのまちづくりに関する連載も今回が最終回となりました。ユニバーサルデザインについて、さまざまな視点から紹介してきましたが、今回はそれらを踏まえたいうで、これからのユニバーサルデザインについて考えたいと思います。

### 社会環境の変化

現代の社会は、都市の成熟化が進む中で、核家族化や少子化が進行し、地域での人間関係が希薄になってきています。人を平気で傷つけたり、人に迷惑をかけても自分さえ楽しければ良い、といった風潮が強まってきているように思います。しかし、21世紀の社会が、このように殺伐とした社会になっていくことを見過ごして良いわけではありません。市民一人ひとりが思いやりの心をもち、障害を持つ人も持たない人も、子どももお年寄りも、国籍や肌の色が違っていても、お互いを尊重し、助け合いながら生きていこうという意識をもち、行動する社会にしていかなければならないと思います。

### 心のユニバーサルデザインの重要性

ユニバーサルデザインという言葉からは、「製品やまちの環境を誰でも同じように使えるデザインにする」という意味が強調されて伝えられます。しかし、それだけではなく、「心のユニバーサルデザイン」ともいうべき、人々の意識レベルでのユニバーサルデザインを普及していくことが、今後重要になると思います。

市民一人ひとりの意識を変えていくためには、次世代の社会を担う子どもたちに、ユニバーサルデザインについて学んでもらうことが重要だと思っています。このような思いから、岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針の策定に関わった市民の人たちと一緒に「いわくらユニバーサルデザイン研究会」を2年前に立ち上げて、ユニバーサルデザインの考え方を幅広く知ってもらう活動をしています。研究会の主な活動は、岩倉市内の小学校、中学校、高校の生徒を対象とした、ユニバーサルデザインの講座や授業を実施することです。

### 次世代を担う子どもたちへの期待

ユニバーサルデザインについての講座や授業を実施すると、子どもたちは目を輝かせて参加してくれます。



▲車いすの人を実際に介助して学校環境の問題を実感する

ユニバーサルデザインについての話をすることでなく、子どもたちに、学校内やまちの環境についてユニバーサルデザインの視点から実際に調べてもらうこともあります。調べた結果について、発表してもらったと、私たち大人では気づかないような視点をもち、考えていることがよくわかります。子どもたちが自分たちの目でみて、感じたユニバーサルデザインの考え方について、これからは育んでいく

ことができれば、岩倉のまちがやさしさにあふれた、住み良いまちになっていくことが期待できると思います。

### おわりに

ユニバーサルデザインという言葉は、英語をカタカナ表記したもので、その意味や内容がわかりにくいとよく言われます。この連載を読んでもいただいた皆さんには、少しは理解してもらえたかなと思っていますが、いかがでしょうか。すべての人が同じように使える「もの」や「まちの環境」にしていくという意味では、ごくあたりまえのことだともいえます。将来的には、ユニバーサルデザインという言葉自体を使わなくてもあたりまえに、すべての人が同じように使えるものや環境がつくられる社会になることが、究極の目標なのかもしれません。そして、ものや環境だけでなく、思いやりの心をもって、誰にでも接していくことができるようになることが市民一人ひとりに求められていると思います。

連載は終わりますが、私はこれからも岩倉のユニバーサルデザインのまちづくりを応援していきたいと思っています。1年間どうもありがとうございました。

岩倉市のユニバーサルデザインの取り組みが、毎日新聞社主催の2005年度「毎日・地方自治大賞奨励賞」を受賞しました。



▲小学校での授業風景

## 溢れる情熱

第29回市民芸術劇場

～中村紘子ピアノ・リサイタル～

2月19日、総合体育文化センター多目的ホールで、中村紘子さんによるピアノ・リサイタルが行われました。

中村紘子さんはこれまで数々の賞を受賞し、国内外3500回を超える演奏会を通じて聴衆を魅了しつづけています。

この日も、モーツァルトなどの曲の他、アンコールでショパンなどが演奏され、観客の皆さんは、「世界の中村紘子」の情熱的な演奏に魅了されていました。



## 感謝の気持ちを込めて

～1/2成人式～

2月22日、東小学校で4年生39人の10歳を祝う「1/2成人式」が開催されました。

児童の手作りの1/2成人式は、平成13年度から毎年開催。

児童全員が1人ひとり「10歳の決意！」を発表したり、感謝の気持ちを書いた手紙と紙粘土で作ったペアペンダントをお父さんお母さんに贈ったりしました。

手紙とペアペンダントを受け取ったお父さんお母さんは、子どもの成長ぶりを微笑ましく見つめていました。

## 最後の雪のプレゼント

～旧和泉村から～

2月14日、昨年の11月まで岩倉市と友好都市提携を結んでいた福井県の旧和泉村（現大野市）から東部保育園に雪6トが贈られました。この行事は平成10年から毎年続いてきましたが、和泉村が大野市と合併したことに伴い友好都市提携を解消したため、今回が最後のプレゼントとなりました。

この日、雪の到着を待ちわびていた園児たちは、トラック2台から園庭に降ろされた雪山に一齐に集まり、そりで滑ったり、雪合戦をしたりと思い思いに雪遊びを楽しみました。



広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。

●申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

# 3月

16 木 三種混合

17 金 はつらつ元くらぶ( 老人憩の家 )  
分別収集/下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町  
古紙と古着の日/豊野町・福岡町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町

18 土 野菜の広場/岩倉駅地下道

19 日 休日急病診療( 伊藤乙彦 伊藤外科 )

20 月 母親教室第4回

21 火 春分の日  
休日急病診療( 永吉昭一 なかよしこどもクリニック )  
市役所市民スペースはお休みです。

22 水 健康相談( 総合体育文化センター )  
2歳児歯科健診  
野菜の広場/岩倉駅地下道

23 木 三種混合

24 金 BCG  
分別収集/中本町・東町・中野町・鈴井町  
古紙と古着の日/八剣町・井上町・神野町・石仏町

25 土 野菜の広場/岩倉駅地下道

26 日 休日急病診療( 押谷誠 おしたにクリニック )

27 月

28 火 分別収集/泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目  
古紙と古着の日/大地町・大地新町・中央町・川井町・北島町・野寄町

29 水 風しん  
野菜の広場/岩倉駅地下道

30 木

31 金

印は保健センター  
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。  
岩倉市のホームページをご覧ください。  
健康チェックの日、母子健康手帳交付は毎週木曜日  
です。  
毎週金曜日( 祝日を除く )は、市民窓口課の証明  
発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター  
☎0586-72-1133  
休日急病診療所  
☎66-4708  
受付 9:00 ~ 11:30  
13:00 ~ 16:30  
消防テレホンサービス  
☎38-3119

岩倉市の人口 / 48,541人 ( - 22人 )  
男性 / 24,210人 ( + 19人 )  
女性 / 24,331人 ( - 41人 )  
世帯数 / 19,716世帯 ( + 23世帯 )  
( 3月1日現在 )

●発行/岩倉市役所  
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目6番地  
☎0587-66-1111( 代表 ) ☎0587-66-6100  
●編集/総務部企画課広報広聴係  
●毎月2回 1日・15日発行  
●岩倉市ホームページアドレス  
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>

## いわくらの自然



### [ ネコヤナギ ]

ネコヤナギのつぼみは寒い冬の間、赤い色をした殻に覆われていますが、春の訪れとともに、殻を脱ぎ捨て、中からふわふわした花穂が顔を出します。

ネコヤナギという名前は、この絹毛の花穂がネコのしっぽに似ていることから名付けられました。

ヤナギ類の中では最も早く開花するので、早春の風物詩となっています。

「声の広報」を用意しています。

●申込・問合せ先 岩倉市社会福祉協議会( ☎37-3135 )  
または、企画課広報広聴係( ☎38-5802 )まで。



岩倉市は、(財)日本環境協会の承認を得て、エコマークをシンボルマークとして使用しています。